鹿沼市監查委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者に係る監査を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年3月23日

鹿沼市監査委員 髙 田 悦 夫

鹿沼市監査委員 舘 野 裕 昭

- 1 監査の日程及び実施場所

 - (2) 実施場所 仮庁舎 会議室1

2 監査の対象

(1) 指定管理者の概要

名 称	公益財団法人 鹿沼市花木センター公社
代表者	理事長 御地合 晋守
住 所	鹿沼市茂呂2086-1

(2) 指定管理の内容

施設名	鹿沼市花木センター及び林産物需要拡大施設
	(鹿沼市茂呂2086-1)
指定期間	平成31年4月1日から令和4年3月31日
指定管理料	農政課 83,000,000円
(令和2年度)	子育て支援課 13,200,000円(こどもの遊び場分)

3 監査の主な実施内容及び着眼点

所管課及び指定管理者から事前に提出された関係資料、諸帳簿等について事務局職員 による照合を行った上で、所管課及び指定管理者に対して書面による予備監査を行った。 監査当日は所管部課及び指定管理者から施設の管理状況についての説明を聴取し、指定管理者の指定の手続き及び施設の管理並びに出納その他事務処理が適正かつ効率的になされているかどうかに主眼をおいて実施した。

4 監査の結果

指定管理者の指定までの手続については、地方自治法第244条の2及び鹿沼市公の 施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき適正に行われていた。

また、指定管理者による施設の管理状況及び出納その他事務処理は、業務仕様書、基本協定書等に基づき適正に執行されているものと認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

5 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

(2) 意見

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少し、正味財産期末残高は 年々減少傾向にある。中期計画書を基に引き続き適正な事業の推進を望む。
- イ 公益財団法人鹿沼市花木センター公社会計規程について、当該規程に則って執行 されていない事務が一部見受けられた。規程が事務の実態に合っておらず、適宜改 正する必要があるものと考える。
- ウ 物品の購入時においては決定書を用いて意思決定を行うことになっているが、一部の支出においては決定書を作成せずに購入している場合があり得るとの回答を得た。担当者の別等によって経理手続きが異なることがないよう手続き方法について整理を行い、適正な経理事務を行うよう望む。また、商品仕入高については前年度より減少しているものの令和2年末時点で支出額1億1,330万9千円であり、在庫管理において引き続き適正に処理されることを望む。
- エ 退職積立金について、今後も不足額が生じることのないよう引き続き退職給付引 当金を計上し、適正に運用されることを望む。
- オ 花木センターは鹿沼市において産業の振興、地域の活性化に欠かせない拠点施設 である。今後は道の駅化が計画されているところではあるが、その運営方法につい ては引き続き十分に検討を行うことを望む。